

白井市地域活動支援センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、障害者等の自立した日常生活及び社会生活の支援を促進するため、地域活動支援センターの運営を行う者に対し、その運営に要する経費について、予算の範囲内において白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 地域活動支援センター 法第5条第21項に規定する地域活動支援センターをいう。
- (3) 地域活動支援センターⅠ型 法人格を有する団体が運営する地域活動支援センターであって、次の要件を満たすものをいう。
 - ア 精神保健福祉士（精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条に規定する精神保健福祉士をいう。）その他の専門職員を配置して行う医療及び福祉並びに地域の社会基盤との連携の強化のための調整、地域住民によるボランティアの育成、障害に対する理解の促進を図るための啓発等の事業を併せて行うこと。
 - イ 法第5条第17項に規定する相談支援を併せて行う（委託を受けて行う場合も含む。）こと。
 - ウ 利用定員（障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。以下「省令」という。）第3条に規定する運営規程（以下「運営規程」という。）において定めた利用定員をいう。以下同じ。）が20人以上であること。
 - エ 事業に従事する職員を3人以上配置し、そのうち2人以上は常勤の職員であること。
- (4) 地域活動支援センターⅡ型 法人格を有する団体が、地域において雇用又は就労が困難な在宅の障害者等に対して機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する地域活動支援センター（前号に該当するものを除く。）であって、運営規程において定めた利用定員が15人以上であり、かつ、事業に従事する職員を3人以上配置し、そのうち1人以上は常勤の職員で運営するものをいう。
- (5) 地域活動支援センターⅢ型 法人格を有する団体が、地域において就労が困難な在宅の障害者等に対し、設備を提供して就労の機会を与えるとともに、生活指

導を併せて行い、その自立を助長することを目的とする援護事業を原則として5年以上実施した実績を有する地域活動支援センター（前2号に該当するものを除く。）であって、運営規程において定めた利用定員が5人以上であり、かつ、事業に従事する職員を2人以上配置し、そのうち1人以上は常勤の職員で運営するものをいう。

(6) 補助対象者 障害者等のうち、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録され若しくは外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する本市の外国人登録原票に登録されている者又は法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者で同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）が市内にある者であつて、地域活動支援センターを利用しているものをいう。

(7) 1日当たり利用人員 地域活動支援センターを運営する者が、年間に地域活動支援センターを運営した日（以下「運営日」という。）の延べ利用人員の年間の合計を運営日で除したもの（小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げた数）と運営規程に定めた定員とを比較して少ない方の人員をいう。

（交付の対象）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、省令に定められた基準その他市長が別表第1に定める地域活動支援センター運営基準に適合すると認めた補助対象者が利用する地域活動支援センターを運営する者とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の交付基準額、補助対象経費及び補助金の額は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、白井市地域活動支援センター運営費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の定款、寄附行為、規則又は規約
- (2) 運営規程
- (3) 補助金所要額調書
- (4) 事業計画書
- (5) 補助対象者名簿
- (6) 延べ利用人員見込調書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第6条 規則第4条の2の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び遂行状況を市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

2 前項第1号の規定により承認を受けようとするときは、白井市地域活動支援センター運営費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 規則第5条の規定による通知は、白井市地域活動支援センター運営費補助金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）によるものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者等は、補助事業が完了したときは、速やかに白井市地域活動支援センター運営費補助金実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 延べ利用人員実績報告書
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第9条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知は、白井市地域活動支援センター運営費補助金交付額確定通知書（別記第5号様式）によるものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第14条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、白井市地域活動支援センター運営費補助金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第11条 規則第15条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、白井市地域活動支援センター運営費補助金概算払請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（届出）

第12条 補助事業者等は、補助対象者が地域活動支援センターを新たに利用しようとするときは白井市地域活動支援センター利用届出書（別記第8号様式）により、退所するときは白井市地域活動支援センター利用者退所届出書（別記第9号様式）により、市長に届け出なければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度予算に係る補助金から適用する。

別表第1（第3条関係）

地域活動支援センター運営基準

項目	運営基準
開所時間及び開所日数	開設日は、原則として週4日以上とし、1日の開所時間は、概ね6時間以上とする。
健康管理等	<ol style="list-style-type: none">1 地域活動支援センターの運営に従事する職員について、1年に1回以上健康診断を実施すること。2 利用者の救急処置に要する医薬品を常備すること、その他利用者の健康保持のため、適切な措置を講じる体制が整備されていること。3 利用者の病状の急変その他緊急の事態に対処するための協力医療機関を定めていること。
防災対策	非常災害に対応するための必要な消防器具等を備えていること。
保険の加入	利用者を被保険者とした施設賠償責任保険に加入していること。

別表第2（第4条関係）

補助事業	1日当たり 利用人員	1日当たり利用人員 別交付基礎額（円）	交付基準額
地域活動支 援センター	19人以上	9,430,000	1日当たり利用人員別交付 基礎額×（補助対象者の延べ 利用人員の年間の合計÷延べ 利用人員の年間の合計）（1円 未満の端数が生じたときは、こ れを四捨五入する。）
	18人	9,160,000	
	17人	8,890,000	
	16人	8,620,000	
	15人	8,350,000	
	14人	8,080,000	
	13人	7,810,000	
	12人	7,540,000	
	11人	7,270,000	
	10人	7,000,000	
	9人	6,460,000	
	8人	5,920,000	
	7人	5,380,000	
	6人	4,840,000	
5人	4,300,000		
補助対象経費及び基礎的事業補助額			
<p>1 補助対象経費 地域活動支援センターを運営するために必要な経費。ただし、作業工賃を除く。</p> <p>2 基礎的事業補助額 交付基準額と、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に補助対象者の延べ利用人員の年間の合計を延べ利用人員の年間の合計で除した値を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額）とを比較して少ない額。</p>			

別表第3（第4条関係）

補助事業	交付基準額（円）	補助対象経費及び補助金の額
地域活動支援センター Ⅰ型機能強化事業	6,000,000	1 補助対象経費 市内に設置された地域活動支援センターが地域活動支援センターを機能強化するために必要な経費（作業工賃を除く。） 2 補助金の額 交付基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額。
地域活動支援センター Ⅱ型機能強化事業	3,000,000	
地域活動支援センター Ⅲ型機能強化事業	1,500,000	